

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、取引先、従業員、地域など、全てのステークホルダーに信頼されるグローバルカンパニーとして、法令を順守し、公正、公平、透明、迅速な経営を実践し、着実に成長する企業集団をめざしております。

当社では、この基本認識のもと、企業価値の最大化を図るためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(原則3-1)

(i) 経営理念や中期経営ビジョンは、当社ホームページ等で開示する予定です。

(原則4-8)

当社は、独立社外取締役の2名以上選任について検討してまいりましたが、

- (1) 現在の独立社外取締役(1名)が十分にその機能を発揮していること
 - (2) 現在の独立社外取締役と同等の活躍ができる独立社外取締役を確保するのが困難であること
 - (3) 当社取締役会が小規模(取締役総数5名、うち独立社外取締役1名)であること
- などから、当面は独立社外取締役1名体制を継続することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)

投資目的以外での株式の保有は、事業戦略上の重要性、業務上の取引関係の維持・強化および株式の安定等の保有目的の合理性を勘案して行っております。その買増しや売却の要否は、当社の成長に必要なか、他に有効な資金活用はないか等を管理部担当取締役が適宜検証を行い、必要に応じ取締役会に上程し、協議を行う体制としております。また、議決権の行使については、議案が当社の保有方針に合っているか、発行会社の企業価値の向上につながるか等を総合的に勘案しております。

(原則1-7)

当社は、当社の役員・主要株主、またその役員・主要株主が実質的に支配する法人と当社との競業取引および利益相反取引は、規程に基づき取締役会で協議・決裁することとしております。

(原則3-1)

当社は、法令、規則を順守し適切な適時開示に努めております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1-1.基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役の報酬については、本報告書「II.1.【取締役報酬関係】」に記載しております。

(iv) 役員の選任基準は「役員就業規則」に定めており、当該基準に基づき役員の選任を行っております。

(v) 役員の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

(補充原則4-1-1)

当社の取締役会は、法令・定款で定められた事項の他、これに準ずる事項としてその重要性・性質より取締役会での決議事項とすることが適当であると認められる事項について決定しており、経営陣への委任の範囲は、「職務権限規程」で明確に定めております。

(原則4-9)

当社は、名古屋証券取引所の独立性に関する要件基準に加え、候補者または候補者が業務執行者である法人が当社株式を保有しており、かつ議決権所有割合が10%を超える場合は、その独立性を認めないこととしております。

(補充原則4-11-1)

当社では、定款において取締役の員数を15名以内と定めておりますが、現時点では、企業規模等を勘案し、取締役の員数は5名が妥当と考えております。

取締役の選任については、性別・国籍を問わず候補者を選定しており、多様な視点・豊富な経験・高い知識と専門性のバランスが、当社にとって最適な形で確保できております。

(補充原則4-11-2)

役員の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

(補充原則4-11-3)

取締役会の実効性評価については、2016年5月より実施しております。その方法は全役員がアンケート形式で自己評価を行い、匿名性確保のため、それを社外役員がとりまとめた上で、役員全員でその内容につき討議を行っております。

その結果、概ね取締役会全体としての実効性は確保できていると評価しておりますが、取締役会で当社の目指すべき方向性、戦略についてより時間を割くべきであるとの評価や、事前に十分な検討が行えるよう取締役会資料をより前倒して配布すべきであるとの意見もございましたので、

実効性向上のためさらに改善を進めてまいります。

(補充原則4-14-2)
当社は、役員に対し年1回の外部機関を含む研修の受講を義務付けております。

(原則5-1)
当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上のためには株主との建設的な対話が重要であると認識しております。また、株主に当社の経営・財務状況を積極的かつ公正・公平・タイムリーに開示するため、当社ホームページ・決算説明会・事業報告・有価証券報告書等、様々な手段を通じて情報提供を行うことで、企業価値のさらなる向上に資するIR活動を推進しております。
株主との対話については、代表取締役が統括しつつ、管理担当取締役が主担当となり、管理部がその補佐をする体制を整えております。また、株主から頂いた意見・要望・懸念は随時取締役会に報告し、株主とともに成長することに重点を置いて、経営に反映しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キタガワ	2,825,388	24.25
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON-TREATY ACCOUNT	1,541,700	13.23
北川 清登	1,293,540	11.10
有限会社ケー・ジイ	1,200,000	10.30
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	717,900	6.16
MSCO CUSTOMER SECURITIES	439,032	3.77
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	336,800	2.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	199,800	1.71
北川工業従業員持株会	185,427	1.59
日本生命保険相互会社	128,530	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 平成27年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、オー・シー・エム・オポチュニティーズ・ファンド・ファイブ・エルピー及びその共同保有者であるオークツリー・ジャパン・オポチュニティーズ・バリュウ・ファンド・エルピーならびにオー・シー・エム・アジア・プリンシパル・オポチュニティーズ・ファンド・エルピーが株式を有している旨が記載されているものの当社としては当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
2. 当社は、平成28年3月31日現在、自己株式1,428,513株を保有しておりますが、大株主の状況からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 光治	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 光治	○	平成22年6月まで当社取引先である(株)デンソーの業務執行者でありましたが取引の規模、性質に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	長年にわたる上場企業での取締役としての経験や自動車部品業界に関する豊富な知識に基づき、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためです。また当社の株式を所有しておりますが、人的取引関係はなく、株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役は、本社および内外拠点の会計監査の一部に同行して立会い、すべての監査結果の報告を受け、会計監査人と随時会合を持って改善策について協議、検討をしています。
2. 監査役は、会計監査人による四半期・期末の会計監査結果の報告を受け、相互の意見交換を通じて、問題点や改善の方向性などの監査情報の共有を図ることにより、効果的な監査業務を実施しています。
3. 監査役は、期初に社長直属の内部監査担当と当年度の監査役ならびに内部監査担当による年間の監査計画について打合わせを実施し、機動的かつ効率的な監査を実施しています。
4. 監査役は、本社および内外拠点の内部監査の一部を共同で実施するとともに、すべての監査結果の報告を受け、改善策を協議するなど内部監査の実効性を確保するために連携を密にしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野 一夫	税理士													
澤田 繁夫	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 一夫	○	――	税理士として培われた企業会計の関する豊富な経験と専門知識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただくためです。また当社の株式を所有しておりますが、人的取引関係はなく、株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
澤田 繁夫	○	当社と社外監査役の澤田 繁夫氏が所長を務める東京虎ノ門法律事務所とは、顧問契約を結んでおりますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します	法律の専門家としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただくためです。また当社との間に特別な利害関係はなく、株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬の一部に自社株取得目的報酬を導入しています。これにより長期にわたり株価の上昇メリットと下落リスクの双方に対する株主視点を共有したうえで、株主価値を向上することのインセンティブ強化を図っています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役および監査役ごとの報酬総額を種類別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については取締役会が代表取締役社長に権限を委譲し、授権された代表取締役社長が株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定しております。決定に際しては、業績および企業価値の向上に対する動機づけや、優秀な人材の確保という観点から、取締役の役割と責務にふさわしい水準となるよう配慮しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の求めに応じ、適宜電子メールあるいは郵送により必要情報を提供しております。また取締役会等の開催に際しては、資料の事前配布を励行しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社として、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)の体制をとっております。取締役会は経営方針および重要な業務執行の意思決定と取締役の業務執行の監視を行っております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、当社の業務や財務状況の調査、事業所の往査などにより取締役の職務執行の適法性及び妥当性に関する監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社は監査役会設置会社として、監査役3名のうち、2名が社外監査役であります。社外監査役2名はそれぞれ、法務の専門的な知見、財務・会計の専門的な知見を有しており、客観的な見地から経営監視の役割を担っております。監査役は原則月2回開催している取締役会に出席するほか、その他の経営に係わる重要な会議への出席や会議議事録の閲覧、部門・拠点監査の実施、その他重要書類の閲覧及び取締役ならびに会計監査人からの定期的な報告により、会社の基本方針、経営計画、重要事項の決定及び業務執行状況の監査機能を十分発揮できる体制を整えております。また、当社は取締役5名のうち1名を社外取締役として選任しており取締役会の監督機能強化、経営の客観性・中立性を確保しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日の前日に設定しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、決算説明会を開催し、代表取締役社長及び財務経理担当取締役より決算状況、今後の見通しについて機関投資家の方に説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報などプレスリリースの内容を都度掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業行動規範」(平成15年10月1日制定)においてステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成13年5月にISO14001を取得し、「地球環境をより健全な状態で次世代に残す行動と責任」を環境方針に定め、事業活動に伴う環境負荷軽減、および環境に配慮した製品開発に継続的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、財務計算の適正性を確保するための体制を含む「内部統制基本方針」ならびに「内部統制マニュアル」に基づき整備運用され監査役の監査を受けております。また、当社グループの役員および従業員が高い倫理観に基づく事業活動を行うための推進母体として、コンプライアンス委員会を設置するとともに「企業行動規範」や「私たちの行動規範」など会社と従業員が守るべきルールを明確にした「コンプライアンス・マニュアル」を全社員に公開して社員教育と啓蒙を進めております。また、平成18年4月1日の「公益通報者保護法」の施行にともない、あらたに「コンプライアンス運用規程」に基づく「社内ホットライン」を導入し、適時適切な対応と指導ができる体制を備えております。また、リスク管理の対応として、日常業務の中で発生するリスクについては、各部署において予防およびコントロールを行うほか、災害など全社に係る重要なリスクについては、管理部を中心とした全社体制にて臨むこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応することとし、以下の体制をとっております。

1. 当社の「企業行動規範」において、反社会的勢力からの不当な要求には、むやみに恐れず、冷静に根気強く対応し、毅然たる態度で臨むことを定めている。
2. 所轄警察署と連携して、反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、適切な助言・協力を確保できる体制を整備している。

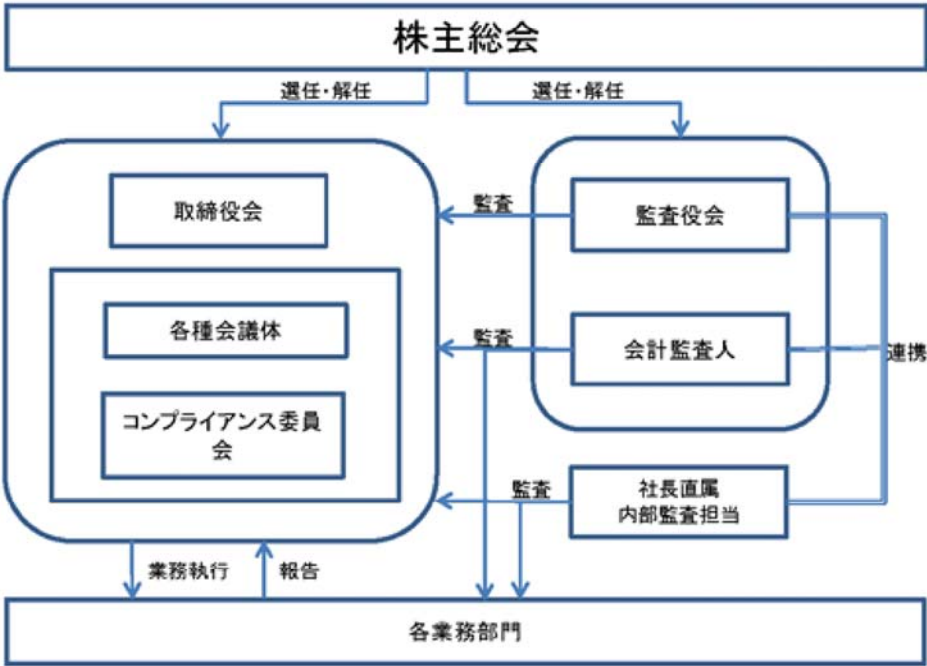
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組】



【適時開示体制の概要】

